

札幌市子ども・子育て支援法施行条例

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 特定教育・保育施設の運営に関する基準（第3条—第37条）

第3章 特定地域型保育事業の運営に関する基準（第38条—第46条）

第4章 雑則（第47条—第50条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）の施行については、別に定めるもののほか、この条例の定めるところによる。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）子ども 法第6条第1項に規定する子どもをいう。
- （2）小学校就学前子ども 法第6条第1項に規定する小学校就学前子どもをいう。
- （3）保護者 法第6条第2項に規定する保護者をいう。
- （4）教育 法第7条第2項に規定する教育をいう。
- （5）保育 法第7条第3項に規定する保育をいう。
- （6）認定こども園 法第7条第4項に規定する認定こども園をいう。
- （7）幼稚園 法第7条第4項に規定する幼稚園をいう。
- （8）保育所 法第7条第4項に規定する保育所をいう。
- （9）地域型保育 法第7条第5項に規定する地域型保育をいう。

第2章 特定教育・保育施設の運営に関する基準

（この章の趣旨）

第3条 法第34条第2項に規定する特定教育・保育施設（認定こども園、幼稚園及び保育所をいう。以下同じ。）の運営に関する基準については、この章に定めるところによる。

(一般原則)

第4条 特定教育・保育施設の設置者は、良質かつ適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された内容及び水準の特定教育・保育（法第27条第1項に規定する特定教育・保育をいう。以下同じ。）の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指して当該特定教育・保育施設に係る事業の運営を行わなければならない。

2 特定教育・保育施設の設置者は、特定教育・保育の提供を受ける小学校就学前子どもの意思及び人格を尊重して、常に当該小学校就学前子どもの立場に立って特定教育・保育を提供するように努めなければならない。

3 特定教育・保育施設の設置者は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村、小学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校をいう。以下同じ。）、他の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者（法第29条第1項に規定する特定地域型保育事業者をいう。以下同じ。）、地域子ども・子育て支援事業（法第59条に規定する地域子ども・子育て支援事業をいう。以下同じ。）を行う者、他の児童福祉施設（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設をいう。）その他の学校又は保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

4 特定教育・保育施設の設置者は、特定教育・保育の提供を受ける小学校就学前子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、特定教育・保育施設の職員（特定教育・保育施設の長を含む。以下同じ。）に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。

5 特定教育・保育施設の設置者は、その運営に当たっては、暴力団員（札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成25年条例第6号）第2条第2号に規定する暴力団員をいう。）の支配を受けてはならず、また、暴力団（同条第1号に規定する暴力団をいう。）を利することとならないよう、暴力団の排除（同条第3号に規定する暴力団の排除（事業活動に係るものに限る。）をいう。）を行わなければならない。

(利用定員)

第5条 特定教育・保育施設（認定こども園及び保育所に限る。）の利用定員（法第27条第1項の規定による確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。）は、20人以上とする。

2 特定教育・保育施設の設置者は、次の各号に掲げる特定教育・保育施設の区分に応じ、当該各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員を定めるものとする。ただし、法第19条第

1 項第 3 号に掲げる小学校就学前子ども（以下「3号認定子ども」という。）の区分にあつては、満 1 歳に満たない小学校就学前子ども及び満 1 歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。

(1) 認定こども園 法第19条第 1 項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分

(2) 幼稚園 法第19条第 1 項第 1 号に掲げる小学校就学前子ども（以下「1号認定子ども」という。）の区分

(3) 保育所 法第19条第 1 項第 2 号に掲げる小学校就学前子ども（以下「2号認定子ども」という。）及び3号認定子どもの区分

(内容及び手続の説明及び同意)

第 6 条 特定教育・保育施設の設置者は、特定教育・保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用申込者（利用の申込みを行った教育・保育給付認定保護者（法第20条第 4 項に規定する教育・保育給付認定保護者をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）に対し、第21条の規程の概要、特定教育・保育施設の職員に係る勤務体制、第14条の規定により支払を受ける費用に関する事項その他の利用申込者の教育及び保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について当該利用申込者の同意を得なければならない。

(正当な理由のない提供拒否の禁止等)

第 7 条 特定教育・保育施設の設置者は、教育・保育給付認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

2 特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）の設置者は、利用の申込みに係る 1 号認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している 1 号認定子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（法第20条第 4 項に規定する教育・保育給付認定子どもをいう。以下同じ。）の総数が、当該特定教育・保育施設の 1 号認定子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育及び保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法（第 4 項において「選考方法」という。）により選考しなければならない。

3 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）の設置者は、利用の申込みに係る 2 号認定子ども又は 3 号認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している 2 号認定子ども又は 3 号認定子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の 2 号認定子ども又は 3 号認定子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、教育・保育給付認定（法第20条第 4 項に規定する教育・保育給付認

定をいう。以下同じ。)に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる教育・保育給付認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

4 前2項の特定教育・保育施設の設置者は、選考方法をあらかじめ教育・保育給付認定保護者に明示した上で、選考を行わなければならない。

5 特定教育・保育施設の設置者は、利用申込者に係る教育・保育給付認定子どもに対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業（特定地域型保育（法第29条第1項に規定する特定地域型保育をいう。以下同じ。）に係る事業をいう。以下同じ。）を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。

（あっせん、調整及び要請に対する協力）

第8条 特定教育・保育施設の設置者は、当該特定教育・保育施設の利用について法第42条第1項の規定により市町村が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

2 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）の設置者は、2号認定子ども又は3号認定子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第24条第3項（同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

（受給資格等の確認）

第9条 特定教育・保育施設の設置者は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、必要に応じて、教育・保育給付認定保護者の提示する支給認定証（法第20条第4項に規定する支給認定証をいう。以下同じ。）（教育・保育給付認定保護者が支給認定証の交付を受けていない場合にあっては、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第7条第2項の規定による通知）によって、教育・保育給付認定の有無、教育・保育給付認定子どもの該当する法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、教育・保育給付認定の有効期間（法第21条に規定する教育・保育給付認定の有効期間をいう。以下同じ。）及び保育必要量等確かめるものとする。

（教育・保育給付認定の申請に係る援助）

第10条 特定教育・保育施設の設置者は、教育・保育給付認定を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

2 特定教育・保育施設の設置者は、教育・保育給付認定の変更の認定の申請が遅くとも教育・保

育給付認定保護者が受けている教育・保育給付認定の有効期間の満了日の30日前までに行われるよう、必要な援助を行わなければならない。ただし、緊急その他やむを得ない理由がある場合には、この限りでない。

(心身の状況等の把握)

第11条 特定教育・保育施設の職員は、特定教育・保育の提供に当たっては、教育・保育給付認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育及び特定地域型保育の利用状況等の把握に努めなければならない。

(小学校等との連携)

第12条 特定教育・保育施設の設置者は、特定教育・保育の提供の終了に際しては、教育・保育給付認定子どもについて、小学校における教育又は他の特定教育・保育及び特定地域型保育において継続的に提供される教育及び保育との円滑な接続に資するよう、当該教育・保育給付認定子どもに係る情報の提供その他小学校、特定教育・保育施設、特定地域型保育事業者、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関との密接な連携に努めなければならない。

(教育及び保育の提供の記録)

第13条 特定教育・保育施設の職員は、特定教育・保育を提供した際は、当該特定教育・保育の提供日、内容その他必要な事項を記録しなければならない。

(利用者負担額等の受領)

第14条 特定教育・保育施設の設置者は、特定教育・保育を提供した際は、教育・保育給付認定保護者(満3歳未満保育認定子ども(子ども・子育て支援法施行令(平成26年政令第213号。以下「施行令」という。))第4条第2項に規定する満3歳未満保育認定子どもをいう。以下同じ。))に係る教育・保育給付認定保護者に限る。)から当該特定教育・保育に係る利用者負担額(満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者についての法第27条第3項第2号に掲げる額をいう。)の支払を受けるものとする。

2 特定教育・保育施設の設置者は、法定代理受領(法第27条第5項(法第28条第4項において準用する場合を含む。))の規定により教育・保育給付認定保護者に代わり市町村が支払う特定教育・保育に要した費用の額の一部を特定教育・保育施設が受けることをいう。次条において同じ。)を受けないときは、教育・保育給付認定保護者から、当該特定教育・保育に係る特定教育・保育費用基準額(法第27条第3項第1号に掲げる額をいう。次項において同じ。)の支払を受けるものとする。

3 特定教育・保育施設の設置者は、前2項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育の提供に当

たつて、当該特定教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定教育・保育に要する費用として見込まれるものの額と特定教育・保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。

4 特定教育・保育施設の設置者は、前3項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。

- (1) 日用品、文房具その他の特定教育・保育に必要な物品の購入に要する費用
- (2) 特定教育・保育等に係る行事への参加に要する費用
- (3) 食事の提供（次に掲げるものを除く。）に要する費用

ア 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子ども（施行令第4条第1項に規定する満3歳以上教育・保育給付認定子どもをいう。イにおいて同じ。）のうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額（同条第2項第2号に規定する市町村民税所得割合算額をいう。）がそれぞれ(ア)又は(イ)に定める金額未満であるものに対する副食の提供

(ア) 1号認定子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 77,101円

(イ) 2号認定子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子ども（施行令第4条第1項第2号に規定する特定満3歳以上保育認定子どもをいう。以下同じ。）を除く。イ(イ)において同じ。） 57,700円（同条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあつては、77,101円）

イ 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども（施行令第13条第2項に規定する負担額算定基準子どもをいう。以下このイにおいて同じ。）又は小学校第3学年修了前子ども（小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。以下このイにおいて同じ。）が同一の世帯に3人以上いる場合にそれぞれ(ア)又は(イ)に定める者に該当するものに対する副食の提供（アに該当するものを除く。）

(ア) 1号認定子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども（そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。）である者

(イ) 2号認定子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども（その

うち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。)である者

ウ 満3歳未満保育認定子どもに対する食事の提供

(4) 特定教育・保育施設に通う際に提供される便宜に要する費用

(5) 前各号に掲げるもののほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定教育・保育施設の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、教育・保育給付認定保護者に負担させることが適当と認められるもの

5 特定教育・保育施設の設置者は、前各項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った教育・保育給付認定保護者に対し交付しなければならない。

6 特定教育・保育施設の設置者は、第3項及び第4項の金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の用途及び額並びに教育・保育給付認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、教育・保育給付認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、第4項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。

(施設型給付費等の額に係る通知等)

第15条 特定教育・保育施設の設置者は、法定代理受領により特定教育・保育に係る法第27条第1項に規定する施設型給付費又は法第28条第1項に規定する特例施設型給付費（以下「施設型給付費等」という。）の支給を受けた場合は、教育・保育給付認定保護者に対し、当該教育・保育給付認定保護者に係る施設型給付費等の額を通知しなければならない。

2 特定教育・保育施設の設置者は、法定代理受領を行わない特定教育・保育に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した特定教育・保育の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定教育・保育提供証明書を教育・保育給付認定保護者に対して交付しなければならない。

(特定教育・保育の取扱方針)

第16条 特定教育・保育施設の設置者及び職員（以下「設置者等」という。）は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。

(1) 幼保連携型認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。以下同じ。） 幼保連携型認定こども園教育・保育要領（認定こども園法第10条第1項の規定に基づき主務大臣が定める幼保連携型認定こども園の教育課

程その他の教育及び保育の内容に関する事項をいう。次項において同じ。)

(2) 認定こども園（認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定を受けた施設及び同条第9項の規定による公示がされた施設に限る。） 次号及び第4号に掲げる事項

(3) 幼稚園 幼稚園教育要領（学校教育法第25条の規定に基づき文部科学大臣が定める幼稚園の教育課程その他の教育内容に関する事項をいう。)

(4) 保育所 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について厚生労働大臣が定める指針

2 前項第2号に掲げる認定こども園が特定教育・保育を提供するに当たっては、同号に掲げるもののほか、幼保連携型認定こども園教育・保育要領を踏まえなければならない。

（特定教育・保育に関する評価等）

第17条 特定教育・保育施設の設置者は、自らその提供する特定教育・保育の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

2 特定教育・保育施設の設置者は、定期的に当該特定教育・保育施設を利用する教育・保育給付認定保護者その他の特定教育・保育施設の関係者（当該特定教育・保育施設の職員を除く。）による評価又は外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

（相談及び援助）

第18条 特定教育・保育施設の職員は、常に教育・保育給付認定子どもの心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、教育・保育給付認定子ども又はその保護者に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

（緊急時等の対応）

第19条 特定教育・保育施設の職員は、現に特定教育・保育の提供を行っている時に教育・保育給付認定子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該教育・保育給付認定子どもの保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

（教育・保育給付認定保護者に関する市町村への通知）

第20条 特定教育・保育施設の設置者は、特定教育・保育を受けている教育・保育給付認定子どもの保護者が偽りその他不正な行為によって施設型給付費等の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を当該支給に係る市町村に通知しなければならない。

（運営規程）

第21条 特定教育・保育施設の設置者は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程

を定めなければならない。

- (1) 施設の目的及び運営の方針
- (2) 提供する特定教育・保育の内容
- (3) 特定教育・保育施設の職員に係る職種、員数及び職務の内容
- (4) 特定教育・保育の提供を行う日（1号認定子どもの区分に係る利用定員を定めている施設にあつては、学期を含む。）及び時間並びに提供を行わない日
- (5) 第14条の規定により教育・保育給付認定保護者から支払を受ける費用の種類、支払を求める理由及びその額
- (6) 第5条第2項各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員
- (7) 特定教育・保育施設の利用の開始及び終了に関する事項並びに利用に当たっての留意事項（第7条第2項及び第3項に規定する選考方法を含む。）
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他特定教育・保育施設の運営に関する重要事項（勤務体制の確保等）

第22条 特定教育・保育施設の設置者は、教育・保育給付認定子どもに対し、適切な特定教育・保育を提供することができるよう、特定教育・保育施設の職員に係る勤務の体制を定めなければならない。

2 特定教育・保育施設の設置者は、当該特定教育・保育施設の職員によって特定教育・保育を提供しなければならない。ただし、教育・保育給付認定子どもに対する特定教育・保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 特定教育・保育施設の設置者は、特定教育・保育施設の職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

（定員の遵守）

第23条 特定教育・保育施設の設置者は、利用定員を超えて特定教育・保育の提供を行ってはならない。ただし、年度中における特定教育・保育に対する需要の増大への対応、法第34条第5項に規定する便宜の提供への対応、児童福祉法第24条第5項又は第6項に規定する措置への対応、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

（掲示）

第24条 特定教育・保育施設の設置者は、当該特定教育・保育施設の見やすい場所に、第21条の規程の概要、特定教育・保育施設の職員に係る勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設の選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

(教育・保育給付認定子どもを平等に取り扱う原則)

第25条 特定教育・保育施設の設置者等は、教育・保育給付認定子どもについて、その国籍、信条、社会的身分又は特定教育・保育の提供に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第26条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条各号に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

第27条 削除

(秘密保持等)

第28条 特定教育・保育施設の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た教育・保育給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 特定教育・保育施設の設置者は、特定教育・保育施設の職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た教育・保育給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 特定教育・保育施設の設置者は、小学校、他の特定教育・保育施設、特定地域型保育事業者、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、教育・保育給付認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該教育・保育給付認定子どもの保護者の同意を得なければならない。

(情報の提供等)

第29条 特定教育・保育施設の設置者は、特定教育・保育施設を利用しようとする小学校就学前子どもに係る教育・保育給付認定保護者が、その希望を踏まえて適切に特定教育・保育施設を選択することができるように、当該特定教育・保育施設が提供する特定教育・保育の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

2 特定教育・保育施設の設置者は、当該特定教育・保育施設について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。

(利益供与等の禁止)

第30条 特定教育・保育施設の設置者等は、法第59条第1号に規定する事業その他の地域子ども・子育て支援事業を行う者（次項において「利用者支援事業者等」という。）、教育・保育施設若しくは地域型保育を行う者等又はその職員に対し、小学校就学前子ども又はその家族に対して当該特定教育・保育施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 特定教育・保育施設の設置者等は、利用者支援事業者等、教育・保育施設若しくは地域型保育を行う者等又はその職員から、小学校就学前子ども又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

（苦情解決）

第31条 特定教育・保育施設の設置者は、その提供した特定教育・保育に関する教育・保育給付認定子ども又は教育・保育給付認定保護者その他の当該教育・保育給付認定子どもの家族（以下この条において「教育・保育給付認定子ども等」という。）からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

2 特定教育・保育施設の設置者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 特定教育・保育施設の設置者は、その提供した特定教育・保育に関する教育・保育給付認定子ども等からの苦情に関して本市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

4 特定教育・保育施設の設置者は、その提供した特定教育・保育に関し、法第14条第1項の規定により市町村が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該市町村の職員による質問若しくは特定教育・保育施設の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び教育・保育給付認定子ども等からの苦情に関して市町村が行う調査に協力しなければならない。この場合において、市町村から指導又は助言を受けたときは、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

5 特定教育・保育施設の設置者は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を当該市町村に報告しなければならない。

（地域との連携等）

第32条 特定教育・保育施設の設置者は、その運営に当たっては、地域住民又は地域において自発的な活動を行う団体等との連携及び協力その他の地域との交流に努めなければならない。

（事故発生の防止及び発生時の対応）

第33条 特定教育・保育施設の設置者は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措

置を講じなければならない。

- (1) 事故が発生した場合の対応、次号の規定による報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。
- (2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合において、当該事故又は事態を設置者に報告するとともに、当該事故又は事態の分析を通じた改善策を特定教育・保育施設の職員に周知徹底する体制を整備すること。
- (3) 事故発生の防止のための委員会及び特定教育・保育施設の職員に対する研修を定期的に行うこと。

2 特定教育・保育施設の設置者は、教育・保育給付認定子どもに対する特定教育・保育の提供により事故が発生した場合は、速やかに当該教育・保育給付認定子どもに係る市町村、当該教育・保育給付認定子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

3 特定教育・保育施設の設置者は、前項の事故の状況及び当該事故に際して講じた措置について記録しなければならない。

4 特定教育・保育施設の設置者は、教育・保育給付認定子どもに対する特定教育・保育の提供により損害を賠償すべき事故が発生した場合は、その損害を速やかに賠償しなければならない。

(会計の区分)

第34条 特定教育・保育施設の設置者は、特定教育・保育の事業の会計を他の事業の会計と区分しなければならない。

(記録の整備)

第35条 特定教育・保育施設の設置者は、特定教育・保育施設の職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しなければならない。

2 特定教育・保育施設の設置者は、教育・保育給付認定子どもに対する特定教育・保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該記録の作成日から5年間保存しなければならない。

- (1) 第16条第1項各号に定めるものに基づく特定教育・保育の提供に当たっての計画
- (2) 第13条の規定による特定教育・保育の提供の記録
- (3) 第20条の規定による市町村への通知に係る記録
- (4) 第31条第2項の規定による苦情の内容等の記録
- (5) 第33条第3項の規定による事故の状況及び事故に際して講じた措置の記録

(特別利用保育の基準)

第36条 特定教育・保育施設（保育所に限る。以下この条において同じ。）の設置者が1号認定子

どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し、特別利用保育を提供する場合には、札幌市児童福祉法施行条例（平成24年条例第62号。以下「児童福祉法施行条例」という。）第4章（保育所に係る規定に限る。）に規定する基準を遵守しなければならない。

- 2 特定教育・保育施設の設置者が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る1号認定子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している2号認定子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第5条第2項第3号の規定により定められた2号認定子どもに係る利用定員を超えないものとする。
- 3 特定教育・保育施設の設置者が第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を含むものとして、この章（第7条第3項及び第8条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第7条第2項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。）」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用保育を提供している施設に限る。）」と、「1号認定子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「1号認定子ども又は2号認定子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、「1号認定子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「2号認定子どもの区分に係る利用定員の総数」と、同条第4項中「前2項」とあるのは「第2項」と、第14条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く。）」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受けるものを含む。）」とする。

（特別利用教育の基準）

第37条 特定教育・保育施設（幼稚園に限る。以下この条において同じ。）の設置者が2号認定子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し、特別利用教育を提供する場合には、法第34条第1項第2号に規定する基準を遵守しなければならない。

- 2 特定教育・保育施設の設置者が前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る2号認定子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している1号認定子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第5条第2項第2号の規定により定められた1号認定子どもに係る利用定員を超えないものとする。
- 3 特定教育・保育施設の設置者が第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を含むものとして、この章（第7条第3項及び第8条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第7条第2項中「利用の申込みに係る1号認定子どもの

数」とあるのは「利用の申込みに係る 2 号認定子どもの数」と、「1 号認定子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「1 号認定子ども又は 2 号認定子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、同条第 4 項中「前 2 項」とあるのは「第 2 項」と、第 14 条第 2 項中「法第 27 条第 3 項第 1 号に掲げる額」とあるのは「法 28 条第 2 項第 3 号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第 4 項第 3 号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受けるものを除く。）」とする。

第 3 章 特定地域型保育事業の運営に関する基準

(この章の趣旨)

第 38 条 法第 46 条第 2 項に規定する特定地域型保育事業の運営に関する基準については、この章に定めるところによる。

(利用定員)

第 39 条 家庭的保育事業（児童福祉法第 6 条の 3 第 9 項に規定する家庭的保育事業をいう。）に係る特定地域型保育事業（事業所内保育事業を除く。）の利用定員（法第 29 条第 1 項の規定による確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。）は 1 人以上 5 人以下、小規模保育事業 A 型（児童福祉法施行条例第 138 条の 23 第 8 号に規定する小規模保育事業 A 型をいう。）及び小規模保育事業 B 型（同条第 9 号に規定する小規模保育事業 B 型をいう。）の利用定員は 6 人以上 19 人以下、小規模保育事業 C 型（同条第 10 号に規定する小規模保育事業 C 型をいう。附則第 3 条において同じ。）の利用定員は 6 人以上 10 人以下、居宅訪問型保育事業（児童福祉法第 6 条の 3 第 11 項に規定する居宅訪問型保育事業をいう。以下同じ。）の利用定員は 1 人とする。

2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の種類及び当該特定地域型保育の種類に係る特定地域型保育事業を行う事業所（以下「特定地域型保育事業所」という。）ごとに、3 号認定子どもに係る利用定員（事業所内保育事業（児童福祉法第 6 条の 3 第 12 項に規定する事業所内保育事業をいう。以下同じ。）を行う事業所にあつては、児童福祉法施行条例第 138 条の 59 の規定を踏まえ、その雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもを保育するため当該事業所内保育事業を自ら施設を設置して行う事業主に係る当該小学校就学前子ども（当該事業所内保育事業が、事業主団体に係るものにあつては事業主団体の構成員である事業主の雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもとし、共済組合等（同項第 1 号ハに規定する共済組合等をいう。）に係るものにあつては共済組合等の構成員（同号ハに規定する共済組合等の構成員をいう。）の監護する小学校就

学前子どもとする。)及びその他の小学校就学前子どもごとに定める3号認定子どもに係る利用定員)を、満1歳に満たない小学校就学前子どもと満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。

(正当な理由のない提供拒否の禁止等)

第40条 特定地域型保育事業者は、教育・保育給付認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

2 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る3号認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。)の総数が、当該特定地域型保育事業所の3号認定子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

3 前項の特定地域型保育事業者は、選考方法をあらかじめ教育・保育給付認定保護者に明示した上で、選考を行わなければならない。

4 特定地域型保育事業者は、地域型保育の提供体制の確保が困難である場合その他利用申込者に係る満3歳未満保育認定子どもに対し自ら適切な教育及び保育を提供することが困難である場合は、次条第1項に規定する連携施設その他の適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。

(特定教育・保育施設等との連携)

第41条 特定地域型保育事業者(居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項において同じ。)は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、並びに必要な教育及び保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。

(1) 特定地域型保育の提供を受けている満3歳未満保育認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。

(2) 必要に応じて、代替保育(特定地域型保育事業所の職員の病気、休暇等により特定地域型保育を提供することができない場合に、当該特定地域型保育事業者に代わって提供する特定教育・保育をいう。)を提供すること。

(3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定

子ども（事業所内保育事業を利用する満3歳未満保育認定子どもにあつては、第39条第2項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。）を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育及び保育を提供すること。

- 2 居宅訪問型保育事業を行う者は、児童福祉法施行条例第138条の53第1号に規定する乳幼児に対する保育を行う場合にあつては、前項の規定にかかわらず、当該乳幼児の障害、疾病等の状態に応じ、適切かつ専門的な支援その他の便宜の供与を受けられるよう、あらかじめ、連携する障害児入所施設（児童福祉法第42条に規定する障害児入所施設をいう。）その他の本市の指定する施設を適切に確保しなければならない。
- 3 事業所内保育事業を行う者であつて、第39条第2項に規定する利用定員が20人以上のものについては、第1項の規定にかかわらず、連携施設の確保に当たって、同項第1号及び第2号に掲げる事項に係る連携協力を求めることを要しない。
- 4 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の終了に際しては、満3歳未満保育認定子どもについて、連携施設又は他の特定教育・保育施設若しくは特定地域型保育事業者において継続的に提供される教育及び保育との円滑な接続に資するよう、満3歳未満保育認定子どもに係る情報の提供その他連携施設、特定教育・保育施設、特定地域型保育事業者、地域子ども・子育て支援事業を実施する者等との密接な連携に努めなければならない。

（利用者負担額等の受領）

第42条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育を提供したときは、教育・保育給付認定保護者から当該特定地域型保育に係る利用者負担額（法第29条第3項第2号に掲げる額をいう。）の支払を受けるものとする。

- 2 特定地域型保育事業者は、法定代理受領（法第29条第5項（法第30条第4項において準用する場合を含む。）の規定により教育・保育給付認定保護者に代わり市町村が支払う特定地域型保育に要した費用の額の一部を特定地域型保育事業者が受けることをいう。第44条において読み替えて準用する第15条において同じ。）を受けないときは、教育・保育給付認定保護者から、当該特定地域型保育に係る特定地域型保育費用基準額（法第29条第3項第1号に掲げる額をいう。次項において同じ。）の支払を受けるものとする。
- 3 特定地域型保育事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、特定地域型保育の提供に当たって、当該特定地域型保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定地域型保育に要する費用として見込まれるものの額と特定地域型保育費用基準額との差額に相当

する金額の範囲内で設定する額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。

4 特定地域型保育事業者は、前3項の支払を受ける額のほか、特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。

(1) 日用品、文房具その他の特定地域型保育に必要な物品

(2) 特定地域型保育等に係る行事への参加に要する費用

(3) 特定地域型保育事業所に通う際に提供される便宜に要する費用

(4) 前3号に掲げるもののほか、特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定地域型保育事業の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、教育・保育給付認定保護者に負担させることが適当と認められるもの

5 特定地域型保育事業者は、前各項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った教育・保育給付認定保護者に対し交付しなければならない。

6 特定地域型保育事業者は、第3項及び第4項の金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の用途及び額並びに教育・保育給付認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、教育・保育給付認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、第4項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。

(特定地域型保育の取扱方針)

第43条 特定地域型保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について厚生労働大臣が定める指針に準じ、それぞれの事業の特性に留意し、かつ、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定地域型保育の提供を適切に行わなければならない。

(準用)

第44条 第4条、第6条、第8条から第13条まで、第15条及び第17条から第35条までの規定は、特定地域型保育事業者、特定地域型保育事業所及び特定地域型保育について準用する。この場合において、第6条中「第21条の規程の概要」とあるのは「第44条において準用する第21条の規程の概要、第41条第1項に規定する連携施設に係る種類、名称及び連携協力の概要」と、「第14条」とあるのは「第42条」と、「教育及び保育の選択」とあるのは「保育の選択」と、第8条第1項中「法第42条第1項」とあるのは「法第54条第1項」と、同条第2項中「2号認定子ども又は3号認定子ども」とあるのは「満3歳未満保育認定子ども」と、第11条中「教育・保育給付認定子

ども」とあるのは「満3歳未満保育認定子ども」と、第12条中「教育・保育給付認定子どもについて」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（満3歳未満保育認定子どもに限り、特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。）について」と、第13条の見出し中「教育及び保育」とあるのは「地域型保育」と、第15条の見出し中「施設型給付費等」とあるのは「地域型保育給付費等」と、同条第1項中「法第27条第1項に規定する施設型給付費又は法第28条第1項に規定する特例施設型給付費」とあるのは「法第29条第1項に規定する地域型保育給付費又は法第30条第1項に規定する特例地域型保育給付費」と、「施設型給付費等」とあるのは「地域型保育給付費等」と、同条第2項中「特定教育・保育提供証明書」とあるのは「特定地域型保育提供証明書」と、第20条中「施設型給付費等」とあるのは「地域型保育給付費等」と、第21条第4号中「提供を行う日（1号認定子どもの区分に係る利用定員を定めている施設にあっては、学期を含む。）」とあるのは「提供を行う日」と、同条第6号中「第5条第2項各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員」とあるのは「利用定員」と、同条第7号中「第7条第2項及び第3項」とあるのは「第40条第2項」と、第22条第1項中「特定教育・保育施設の職員に係る勤務の体制」とあるのは「特定地域型保育事業者、特定地域型保育事業所及び特定地域型保育所ごとに職員の勤務の体制」と、同条第2項中「当該特定教育・保育施設の職員」とあるのは「特定地域型保育事業者、特定地域型保育事業所及び特定地域型保育所ごとに、当該特定地域型保育事業者、特定地域型保育事業所及び特定地域型保育所の職員」と、第23条ただし書中「法第34条第5項」とあるのは「法第46条第5項」と、「児童福祉法第24条第5項又は第6項」とあるのは「児童福祉法第24条第6項」と、第35条第2項第1号中「第16条第1項各号に定めるものに基づく」とあるのは「第43条に規定する指針に準じた」と、同項第2号中「第13条」とあるのは「第44条において準用する第13条」と、同項第3号中「第20条」とあるのは「第44条において準用する第20条」と、同項第4号中「第31条第2項」とあるのは「第44条において準用する第31条第2項」と、同項第5号中「第33条第3項」とあるのは「第44条において準用する第33条第3項」と読み替えるものとする。

（特別利用地域型保育の基準）

第45条 特定地域型保育事業者が1号認定子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る1号認定子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び特定地域型

保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども（次条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる2号認定子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）の総数が、第39条第2項に規定する利用定員を超えないものとする。

- 3 特定地域型保育事業者が第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費（法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項において同じ。）をそれぞれ含むものとして、この章（前条において読み替えて準用する第8条第2項を除き、前条において準用する第9条から第15条まで（第11条及び第14条を除く。）、第18条から第20条まで及び第24条から第34条までを含む。次条第3項において同じ。）の規定を適用する。この場合において、第40条第2項中「利用の申込みに係る3号認定子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る1号認定子どもの数」と、「満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。）」とあるのは「1号認定子ども又は3号認定子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（第46条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる2号認定子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）」と、「教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選又は申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第42条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる1号認定子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第14条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「前3項」とする。

（特定利用地域型保育の基準）

- 第46条** 特定地域型保育事業者が2号認定子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し、特定利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

- 2 特定地域型保育事業者が前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る2号認定子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している3号認定子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（前条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特別利用地域型保育の対象となる1号認定子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）の総数が、第39条第2項に規定する利用定員を超えないものとする。
- 3 特定地域型保育事業者が第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費をそれぞれ含むものとして、この章の規定を適用する。この場合において、第42条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特定利用地域型保育の対象となる2号認定子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもに限る。）に係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに対するもの及び満3歳以上保育認定子ども（施行令第4条第1項第2号に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。）に係る第14条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」とする。

第4章 雑則

（延滞金）

第47条 法附則第6条第4項の規定により徴収する費用に係る延滞金の徴収並びに減額及び免除については、札幌市債権管理条例（平成24年条例第3号）第8条の規定による延滞金の徴収並びに減額及び免除の例による。

（過料）

第48条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、10万円以下の過料を科する。

- （1） 正当な理由なしに、法第13条第1項（法第30条の3において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者
- （2） 正当な理由なしに、法第14条第1項（法第30条の3において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚

偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

(3) 法第23条第2項若しくは第4項又は法第24条第2項の規定による支給認定証の提出又は返還を求められてこれに応じない者

(電磁的記録等)

第49条 特定教育・保育施設の設置者又は特定地域型保育事業者（以下この条において「特定教育・保育施設の設置者等」という。）は、記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）により行うことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。次項において同じ。）により行うことができる。

2 特定教育・保育施設の設置者等は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項で定めるところにより、教育・保育給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設の設置者等は、当該書面等を交付し、又は提出したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者（イにおいて「特定教育・保育施設等」という。）の使用に係る電子計算機と教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて教育・保育給付認定保護者の閲覧に供し、教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機に備えられた当該教育・保育給付認定保護者のファイルに当該記載事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾をする場合にあつては、

特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)

(2) 磁気ディスク、光ディスクその他一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

- 3 前項前段の規定により記載事項の提供を行う場合の電磁的方法は、教育・保育給付認定保護者がファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。
- 4 特定教育・保育施設の設置者等は、第2項前段の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該記載事項を提供する教育・保育給付認定保護者に対し、その用いる電磁的方法及びファイルへの記録の方式を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。
- 5 前3項の規定は、この条例の規定による書面等による同意の取得について準用する。この場合において、第2項前段中「書面等の交付又は提出」とあるのは「書面等による同意」と、「第4項」とあるのは「第5項において読み替えて準用する第4項」と、「当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）」とあるのは「その同意」と、「提供する」とあるのは「得る」と、同項後段中「書面等を交付し、又は提出した」とあるのは「書面等による同意を得た」と、同項第1号イ中「記載事項」とあるのは「同意に関する事項」と、「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、同項第2号中「記載事項」とあるのは「同意に関する事項」と、「交付する」とあるのは「得る」と、第3項中「前項前段」とあるのは「第5項において読み替えて準用する前項前段」と、「記載事項の提供を行う」とあるのは「同意を得る」と、前項中「第2項前段」とあるのは「次項において読み替えて準用する第2項前段」と、「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得ようとする」と読み替えるものとする。

(委任)

第50条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、法の施行の日から施行する。

(特定保育所に関する特例)

第2条 特定保育所（法附則第6条第1項に規定する特定保育所をいう。次項において同じ。）が特定教育・保育を提供する場合にあつては、当分の間、第14条第1項中「以下同じ。）」とあるのは「以下同じ。）」（特定保育所（法附則第6条第1項に規定する特定保育所をいう。次項にお

いて同じ。) から特定教育・保育(保育に限る。第20条において同じ。)を受ける者を除く。以下この項において同じ。) 」と、同条第2項中「当該特定教育・保育」とあるのは「当該特定教育・保育(特定保育所における特定教育・保育(保育に限る。)を除く。)」と、同条第3項中「額の支払を」とあるのは「額の支払を、本市の同意を得て、」と、第20条中「施設型給付費等の支給を受け、又は受けようとしたとき」とあるのは「法附則第6条第1項の規定による委託費の支払の対象となる特定教育・保育の提供を受け、又は受けようとしたとき」とし、第7条及び第8条の規定は適用しない。

2 特定保育所は、市町村から児童福祉法第24条第1項の規定に基づく保育所における保育を行うことの委託を受けたときは、正当な理由がない限り、これを拒んではならない。

(利用定員に関する経過措置)

第3条 小規模保育事業C型にあっては、この条例の施行の日から起算して5年を経過する日までの間、第39条第1項中「6人以上10人以下」とあるのは、「6人以上15人以下」とする。

(連携施設に関する経過措置)

第4条 連携施設の確保が著しく困難であつて、法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市長が認める場合については、この条例の施行の日から起算して10年を経過する日までの間、第41条第1項の規定は、適用しない。

附 則 (平成27年条例第6号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (令和元年条例第29号)

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

附 則 (令和元年条例第51号)

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例の施行前に行われた子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第30条の3において準用する同法第13条第1項又は第14条第1項の規定による報告等の命令又は当該職員の質問若しくは検査については、改正後の第48条第1号又は第2号の規定は適用しない。

附 則 (令和2年条例第7号抄)

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。(後略)

附 則 (令和2年条例第35号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和 3 年条例第39号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和 5 年条例第 5 号抄）

（施行期日）

第 1 条 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 1 条の規定、第 2 条中札幌市幼
保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例第14条の改正規定並びに第 4 条中札幌
市児童福祉法施行条例第49条、第126条及び第149条の改正規定は、公布の日から施行する。